

湯沢市学校給食業務（調理・配送）委託
プロポーザル実施要領

1 業務概要

（１）業務委託名

学校給食業務（調理・配送）委託

（２）業務の目的

学校給食業務（調理・配送）を民間委託することで、民間事業者の技術力や経営理念等を導入し、給食センターの効率的な運用を図り、また、民間事業者が有する食品衛生や大量調理技術等に関するノウハウを活用することにより、児童生徒により安全で安心な学校給食を提供することを目的とする。

（３）委託業務内容

- （ア）食材の検収、受取及び保管業務
- （イ）調理業務
- （ウ）原材料及び調理済み食品の保存食採取並びに保管業務
- （エ）配缶業務
- （オ）配送及び回収業務
- （カ）食器、食缶、調理機器等の洗浄消毒保管業務
- （キ）残食等の計量及び処理業務
- （ク）施設、設備の清掃及び安全点検並びに記録業務
- （ケ）使用物品の管理業務
- （コ）清掃業務
- （サ）衛生管理業務
- （シ）ボイラー運転管理業務
- （ス）その他付帯する業務

（４）業務委託期間

令和８年４月１日から令和13年３月31日まで（５年間）

（５）提案見積額（上限）（消費税及び地方消費税額含む）

950,994千円

令和８年度：185,699千円、令和９年度：188,257千円、令和10年度：190,341千円

令和11年度：191,446千円、令和12年度：195,251千円

※令和７年度６月補正で債務負担行為設定済。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、見積提案額の規模（上限）を示すものである。

※消費税及び地方消費税の税率は10%で算出すること。

※提案見積額（内訳書）は年度ごとに記載し、各年度の提案見積額（上限）を超過した場合は失格とする。

2 プロポーザル方式採用理由

価格のみによる競争ではなく、学校給食の趣旨を理解し、学校給食業務の効率的な運用に関する専門的な知識及び実績を有する業者から運用等に関する提案を基に円滑に業務実施が可能な受託候補者の選定を行うため、湯沢市物品等入札参加資格者名簿に営業種目【給食】又は【その他（その他役務）】かつ「給食調理業務」で登録されている事業所13社のうち調理業務取扱不可としている事業所2社を除いた11社を指名する指名型プロポーザル方式による選定を採用する。

3 実施形式

指名型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の実施に必要な能力を有し、下記に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- （１）学校給食法第１条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安全な学校給食の調理・配送等を円滑に実施できる者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- （３）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員ではないが、同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者に該当しない者であること。
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）本件の指名から契約候補者を選定するまでの間に本市の指名停止措置を受けていない者であること。
- （６）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （７）県内に本社、支社又は営業所などの営業拠点を有する者、又は契約後速やかに市内に営業所等を設置し、緊急時に迅速に対応できる体制がとれる者であること。

5 指名業者

「湯沢市物品購入等競争入札参加資格者登録要綱（平成17年湯沢市告示第12号）」第5条第１項に規定する名簿登録者11社。

※営業種目【給食】又は【その他（その他役務）】かつ「給食調理業務」で登録されている、調理業務を主に取扱う11社

6 日程

内 容	期 日 等
① 指名通知の発送 (施設現地確認案内含む)	令和7年7月17日(木)
② 施設現地確認参加等報告期限	令和7年7月23日(水) 午後5時必着
③ 施設現地確認	令和7年7月26日(土)、27日(日)
④ 質問提出期限	令和7年7月30日(水) 午後5時必着
⑤ 質問回答期限	令和7年8月5日(火)
⑥ 指名参加承諾・辞退届受付期限	令和7年8月12日(火) 午後5時必着
⑦ 企画提案書提出期限	令和7年8月28日(木) 午後5時必着
⑧ 一次審査(事務局内形式審査)	令和7年8月29日(金)
⑨ 審査委員会/二次審査 (書面審査、ヒアリング内容確認)	令和7年9月16日(火)
⑩ 審査委員会/三次審査 (ヒアリング審査/審査結果審議)	令和7年9月30日(火)、 令和7年10月1日(水)
⑪ 審査結果通知(審査結果等公表含む)	令和7年10月2日(木)
⑫ 業務内容の協議、仕様の作成等	令和7年10月下旬まで
⑬ 受託候補業者による会社説明・面接	令和7年12月上旬まで
⑭ 契約締結	令和7年12月中旬まで
⑮ 業務開始に向けた準備期間等	令和7年12月下旬から3月末まで
⑯ 業務開始	令和8年4月1日(水)

7 施設現地確認

(1) 希望する者に施設現地確認の機会を設ける。

(ア) 1事業所最大2名まで現地確認に参加できるものとする。

また、1事業所あたりの現地確認割り当て時間は50分以内(入退場・準備時間含む)とする。

(イ) 本人確認できる書類を持参すること。

(ウ) 現地確認では、原則として本実施要領等は配付しないので、各自持参すること。また、白衣、帽子、マスクも持参し、着用すること。

※履物について

調理場内で使用可能な内履き3足(下処理・調理・洗浄区画分)を持参すること。

(エ) 現地確認では、実施要領・施設に関する質疑は一切受け付けない。

(オ) 現地確認に参加しなくても本プロポーザルに参加できるものとする。

(カ) 本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

(2) 実施日

令和7年7月26日(土)午前・午後、27日(日)午前

(3) 現地確認参加の有無、参加する場合の希望日時については、次により期限までにFAXにて報告すること。

※期限までに参加の有無に関する報告が無い場合は、現地確認に参加しないものとして扱うものとする。

(4) 報告書類

現地確認に関するFAX送信票(様式第1号)

(5) 報告期限

令和7年7月23日(水)午後5時必着

8 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和7年7月30日(水)午後5時必着

(2) 質問書の提出方法

質問書(様式第3号)により、電子メールにて提出すること。なお、電子メールの表題は「【事業者名】プロポーザル質問」とすること。

提出先メールアドレス k-somu-gr@city.yuzawa.lg.jp

電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年8月5日(火)までに、事業所名及び事業所が特定できる内容を伏せたうえで指名した全ての事業所に電子メール、又はFAXにより回答する。

9 参加承諾・辞退届等

本プロポーザルへの参加の承諾・辞退について、次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

①承諾する者

参加承諾届(様式第2-1号)

②辞退する者

参加辞退届(様式第2-2号)

(2) 提出期限

令和7年8月12日(火)午後5時必着

(3) 提出先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市教育委員会事務局教育部教育総務課総務班 宛

(4) 提出方法

持参、又は郵送(信書便可)により提出すること。

10 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は様式第2-1号を提出後、期限までに下記の書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

別紙1「湯沢市学校給食業務（調理・配送）委託企画提案書作成要領」による。

(2) 提出部数

10部 ※1部正本とし、残りの9部はコピー可とする。

(3) 提出期限

令和7年8月28日（木）午後5時必着

(4) 提出先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市教育委員会事務局教育部教育総務課総務班 宛

(5) 提出方法

持参、又は郵送(信書便可)により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）

郵送等で提出する場合は、簡易書留によるものとし、提出期限内に必着のこと。

期限までに企画提案書の提出が無い場合は、辞退したものとする。

11 審査方法等

プロポーザル審査は以下のとおりとする。

(1) 一次審査（形式審査）

参加者から提出された企画提案書等について、事務局内で形式審査を行う。

一次審査は、別紙1「湯沢市学校給食業務（調理・配送）委託企画提案書作成要領」に定められている企画提案書等が提出されているか形式的な提出書類の確認を行う。

(2) 二次審査（書面審査）

参加者から提出された企画提案書等について、審査委員による書類審査を行う。

書類審査は、別紙1「湯沢市学校給食業務（調理・配送）委託企画提案書作成要領」に定められている企画提案書の内容及び提案見積額を審査する。

また、三次審査として行うヒアリング箇所の確認作業も併せて行う。

(3) 三次審査（ヒアリング審査）

二次審査でヒアリングの必要性があると判断した事業所のみ、企画提案等についてのヒアリング審査を実施し、その内容により得点を加減し、得点が最上位の事業所を受託候補者として選定する。なお、ヒアリング審査は、参加者名を伏せず、参加申込書の受付順に実施することとし、プレゼンテーションは実施しない。また、実施日程等は二次審査後に書面にて通知する。

(4) 審査基準

別紙1「湯沢市学校給食業務（調理・配送）委託企画提案書作成要領」及び別紙2「湯沢市学校給食業務（調理・配送）委託審査実施要領及び評価基準」の審査基準による。

(5) 審査結果の通知

プロポーザル審査の結果は書面により通知するとともに市ホームページにより公表するものとする。

12 契約の締結

(1) 候補者特定後、契約内容に係る協議を行い、随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

(2) 協議開始から30日以内に協議が調わない場合は、次点者と契約内容について協議するものとする。

13 その他

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 書類の作成、提出及びその他プロポーザルの参加に要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約締結後から業務開始までの準備期間中に係る業務内容については、市と協議のうえ決定し、対処すること。

(4) 参加申込後、又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、書面(任意様式)により、辞退の旨を湯沢市教育委員会事務局教育部教育総務課総務班宛に提出すること。

14 担当部署(提出・問合せ先)

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市教育委員会事務局教育部教育総務課総務班 担当：佐藤

TEL 0183-73-2161(直通) FAX 0183-72-8515

メールアドレス k-somu-gr@city.yuzawa.lg.jp